

## 平成19年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支予算書

平成19年4月 1日から 平成20年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 日パ・ウェルフェア・アソシエーション

(単位:円)

科 目	金	額
(経常収支の部)		
経常収入の部		
1 会費収入		3,800,000
会費収入	3,800,000	
2 事業収入		700,000
(3)普及啓発事業収入	100,000	
(4)視察事業収入	600,000	
3 補助金等収入	0	0
4 寄付金収入	1,300,000	1,300,000
5 その他収入	0	0
利息収入		
任意団体からの繰入金		
経常収入合計		5,800,000
経常支出の部		
1 事業費		5,500,000
(1)保健衛生・栄養指導事業費	4,000,000	
(2)地震復興支援事業費	1,000,000	
(3)普及啓発事業費	100,000	
(4)視察事業費	400,000	
2 管理費		290,000
給料手当	0	
什器備品費	10,000	
事務所費(光熱水費を含む)	120,000	
消耗品費	10,000	
通信運搬費	40,000	
印刷製本費	40,000	
租税公課	70,000	
経常支出合計		5,790,000
経常収支差額		10,000
その他資金収入の部	0	0
その他の資金収入合計		0
その他資金支出の部		0
1 固定資産取得支出	0	
その他の資金支出合計		0
当期収支差額		10,000
前期繰越収支差額	101,992	101,992
次期繰越収支差額		111,992

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 タイトルの年度の後の空欄部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業を行う場合にあっては、「その他の事業」と記載し、事業毎に区分して別葉として作成する。

- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、前事業年度に実施しなかった場合でも収入支出0円の収支計算書を作成する。
- 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類毎に区分して記載する。事業費の例としては、「 事業費」(注 当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)というように事業毎に記載する。
- 5 重要な会計方針等を計算書類に対する注記を欄外下に記載する。  
(重要な会計方針とは、借入金限度額、原価償却の方法及び資金の範囲等をいう。)
- 6 管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)に占める割合の2分の1以下であることが必要。(事業費 > 管理費)  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)
- 7 特定非営利活動促進法第5条第1項により、その他の事業において収益を生じたときは、これを特定非営利活動のために使用しなければならないとあるので、その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れることが必要。  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)